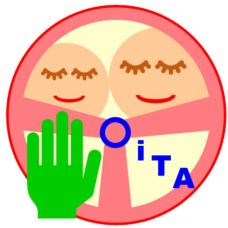


令和4年



秋の全国交通安全運動 実施要綱

～優しいマナーと思いやりの運転県おおいた～

1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

2 期間

9月21日（水）から9月30日（金）までの10日間



【一斉行動日】

9月21日（水） 早朝または夕刻における街頭啓発日

9月30日（金） 早朝または夕刻における街頭啓発日
交通事故死ゼロを目指す日

※ 毎月20日に実施している街頭活動は、21日に変更します。

【開始式・出発式】

9月21日（水） 県庁玄関前広場（雨天時は屋内）

※新型コロナウイルス感染症の影響で実施を見合わせる場合があります

3 運動の重点（裏面参照）

- 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶
- 自転車の交通ルール遵守の徹底

4 運動の実施要領（各機関・団体、市町村）

- (1) それぞれの機関・団体が連携を密にして推進体制を確立するとともに、具体的な実施計画を策定すること。
- (2) 組織の特性・実情に応じて、県民が参加しやすいよう創意工夫するとともに、交通安全啓発の気運が高まるよう、効果的な諸活動を展開又は支援すること。
また、放送設備やオンライン会議システム等を活用した対面によらない交通安全教育等、時代に即した効果的な手法を取り入れること。
- (3) マスメディア、広報誌（紙）、ポスター、広報車等、各種の媒体を活用し、世代や職業等対象者に応じた広報啓発活動を活発に展開することで、交通安全意識の高揚を図ること。特に、交通安全教育の動画による配信等、ウェブサイトやSNSによる情報発信を積極的に展開すること。
- (4) 所属の全職員に対し、本運動の趣旨を周知し、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するとともに、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮を行うこと。
- (5) 各機関・団体及び県・市町村は、運動終了後にその効果の評価を行い、結果を的確に把握することで、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めること。
- (6) 本運動の実施に当たっては、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う交通行動の変化を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の向上に努めること。

大分県交通安全推進協議会

1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保

- 歩行者の交通ルール遵守の徹底
 - ・歩行者は、自分の安全のために、横断歩道を渡ること、信号に従うこと等の基本的な交通ルールを守りましょう。
 - ・横断するときは、笑顔で手を上げるなど、横断の意思をドライバーに伝えましょう。
 - ★**停まってくれたドライバーに手を上げたりペコリとお礼をすれば、相手もきっと優しい気持ちになるはず！**
- 横断歩道でのマナーアップ ～横断歩道は歩行者優先～
 - ・ドライバーは、横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいる時は一時停止を徹底！
 - ★**大分県の「信号機のない横断歩道における一時停止率」は30.1%と全国平均（30.6%）を下回っています。**
- 高齢者と子供の安全な通行の確保
 - ・病院、公園、学校付近など、高齢者や子供の通行が多い場所は特に気をつけましょう。

渡りたい気持ちを
アピールしよう！



2 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び 飲酒運転の根絶

- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
 - ・ドライバーは早めのライト点灯とライトアップ走行を心がけましょう。
 - ・歩行者は明るい服装と反射材を着装しましょう。
- 飲酒運転の根絶 ～飲んだらのれん～
 - ・飲酒運転は絶対に「しない・させない・許さない！」
 - ・「飲んだらのれん」を合言葉に、飲酒運転を根絶しましょう。
 - ★**飲酒問題は1人で解決することは難しいです。相談機関を利用しましょう。**

秋以降は日没が早くなります
早めのライト点灯を！



大分県こころとからだの相談支援センター

予約・相談電話

受付：月～金（祝日を除く）

8:30～12:00、13:00～17:00

☎ 097-541-6290



3 自転車の交通ルール遵守の徹底

- 自転車安全利用五則を守りましょう。
- 自転車の運転者は、乗車用ヘルメット等の被害軽減器具を身につけるよう努めましょう。
 - ★**道路交通法の改正により、2023年（令和5年）4月末までに、全ての自転車利用者の乗車用ヘルメット着用が努力義務となります。**
- 自転車保険・共済へ加入しましょう。
 - ・自転車事故の被害者を保護するため、必ず、自転車保険・共済へ加入しましょう。

○自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
5. 子どもはヘルメットを着用

大分県交通安全推進協議会

事務局 大分県生活環境部生活環境企画課 連絡先：097-506-3062

※一斉行動日等の活動については、それぞれの加盟団体（交通安全協会各支部等）にお問合せ下さい